

＜表2＞航空会社の個人包括旅行運賃を利用する国内募集型企画旅行契約
個人包括旅行運賃は、お申込みいただく時点の航空機の空座状況によって航空運賃が変動し、契約成立と同時に下表の「航空券取消料」の対象となります。

旅行契約解除の日	取消料
旅行契約の締結日以降に解除する場合（下記の場合を除く）	下記「航空券取消料」の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目以降8日目にある日まで	旅行代金の20％又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以降2日目にある日まで	旅行代金の30％又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始日の前日	旅行代金の40％又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始日の当日	旅行代金の50％又は下記「航空券取消料」の金額のどちらか高い方の金額
旅行開始後の解除・無連絡不参加	旅行代金の100％

【航空券取消料】個人包括旅行運賃利用の場合の1区間に対する取消料／ANA・JALご利用の場合

旅行契約解除の日	取消料
旅行契約の締結時から利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって55日目にあたる日まで	500円
利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって54日目にあたる日から21日目にあたる日まで	2,000円
利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日から8日目にあたる日まで	3,000円
利用航空便搭乗日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日から前日まで	6,000円
利用航空便搭乗日	9,000円

【航空券取消料】正規割引運賃及び正規運賃利用の場合の1区間に対する取消料／スカイマークご利用の場合

運賃種別	旅行契約解除日	取消料
普通運賃	購入後～出発前まで	500円
	出発後	5,500円
いみ得	購入後～出発前まで	5,500円
	出発後	払戻不可
たす得	購入後～出発前まで	3,000円
	出発後	払戻不可
SKYセール	購入後	払戻不可

※航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合は、発売した航空券の運賃種別を確認することを希望するお客様は、ホームページにて確認いただくか、当社へお申し出ください。
※上記航空会社の航空券の取消条件は、各航空会社のウェブサイト（外部サイト）でご確認いただけます。

「＜表2＞航空会社の個人包括旅行運賃を利用する国内募集型企画旅行契約」において、当該航空会社に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券取消料等が生じたときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額が取消料として取扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されるときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として取扱います。

15 お客様による契約の解除（旅行開始後）

(1) お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しはいたしません。
(2) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第12項(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなかった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、受領できなかった当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いた金額をお客様に払戻します。

16 当社による契約の解除（旅行開始後）

(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により、当該旅行に附入れないとき。
②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施する上での乗乗員、現地係員その他の商による当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は暴言等により同乗者の乗乗員、現地係員その他の乗客の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。
(2) 当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は、有効な弁済がなされたものとします。当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供をけいいたし旅行サービスに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払戻します。
(3) 当社は、本項(1)③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発に際するための必要な手配をします。
この場合に要する一切の費用はお客様のご負担となります。

17 旅行代金の払戻し

(1) 当社は、第10項③から⑤までの規定による旅行代金の減額又は第12項から第16項までの規定による契約の解除によってお客様に対して支払うべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を支払います。ただし、第18項(1)のクーポン額の引渡しの払戻しに際して当該クーポン額を当社に提出していただく必要がない、その提出がない場合は、旅行代金の払戻しができなくなります。
(2) 通旅行契約を締結したお客様に本項(1)の払戻しすべき金額が生じたときは、当社は、提供会社のカード会員規約に従って払戻します。この場合において、当社は、旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払戻すべき額を通知するものとし、お客様に該通知を行った日をカード利用日とします。

18 添乗員等

(1) 添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン額をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続はお客様自身で行っていただきます。なお、現地における当社の連絡先は、「最終日程表」又は契約書面に明示します。また、天候等不可抗力により旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの提供・手続はお客様自身で行っていただきます。
(2) 添乗員同行と記載されたコースは添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は、原則として8時から20時までとします。
(3) お客様は、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当社の指示に従わなければならない。

19 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払う必要があります。

20 当社の責任

(1) 当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失又は過失なきは、損害発生の日から2年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、非荷物の損害は、損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。
(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により傷害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

21 特別補償

(1) 当社は、前項に基づき当社の責任が生ずる可否を問わず、当社約款「特別補償規程」に従い、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数に2万円～20万円、通院見舞金として1万円～5万円、携帯品にかかる損害補償金15万円を限度、ただし、一個または一対についての補償限度は10万円を上限とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影用のフィルム・CD・ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原稿（記録媒体自体は補償対象）、その他同規定第18条、第2項に定める品目については補償しません。
(2) 本項(1)の損害について当社が前項(1)の規定に基づき責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の前額において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山はんぺん等の登山用具を使用するもの、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等同規定第3条及び第5条に該する場合は、本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
(4) 当社は募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取扱いします。
(5) 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われないう旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

22 当社による契約の解除

(1) 当社は、表に掲げる契約内容の重要な変更（サービスの提供が行われていないにもかかわらず、運送・宿泊期間等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるもの以外の①②の変更を除く）が生じた場合は、旅行代金に表に規定する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います（お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供することとなります）。旅行サービスの内容の変更については、旅行サービスの日時及び順序の変更は対象外となります。
①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、当初の運送計画にららない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な処置としての変更。
②当社が①に基づき変更補償金の額が、1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
(3) 当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について第20項の規定に基づき損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既に支払った変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

＜表＞

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます） その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金等のものへの変更 （変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま）。	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した（本邦内）の旅行開始地たる空港（出発空港）又は旅行終了地たる空港（到着空港）の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.0	2.0

(注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
(注2)「最終日程表（確定日程表）が交付された場合には、「契約書」とするのを「最終日程表」と読み替えた上で、これを適用します。この場合において、契約内容に記載の予約と最終日程表に記載の内容との相違又は「最終日程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に生じたとき、それらの変更につき一件として取扱いします。
(注3)③又は④に掲げる変更に係する運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱いします。
(注4)⑤又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数生じた場合であっても一乗車船又は一泊につき一件として取扱いします。
(注5)⑥に掲げる変更について、①から⑦までの率を適用する⑧、によります。

23	お客様の責任
(1) お客様の、故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。 (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。 (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行他において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。	
24	国内旅行傷害保険への加入
病気、けがをもした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行傷害保険に加入することをお勧めします。詳細は、当社の係員にお問合せください。	
25	事故等のお申し出について
旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに「最終日程表」等でお知らせする連絡先にご通知ください(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)	
26	旅行条件・旅行代金の基準期日
この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該パンフレット等に明示した日になります。	
27	個人情報のお取り扱いについて(重要)

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要なものについては各コースに記載されています)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- ※このほか、当社では①当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社が取得する個人情報、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また、介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応ずる(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただくことがあります。これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (3) 当社が本項(2)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は、募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また、同意を得られないことにより、お客様のご希望される手配等が行えない場合があります。
- (4) 当社は、お申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内の情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (5) 当社は、旅行先において、お客様の手荷物運送、DFSギャラリア・沖縄(免税店)でのお買い物などの便宜のため、当社の保有する便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供を停止を希望される場合は、お申込み時にお申し出ください。
- (6) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただくことがあります。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称及び個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称は、当社ホームページをご参照ください。(https://www.wbf.co.jp/)
- (7) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加もしくは削除、又はその利用の停止、消去もしくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたしますので、下記のお問合せ窓口までお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由を説明します。
- (8) 万一、当社の個人情報の流出等の問題が発生した場合は、直ちにお客様にご連絡させていただき、安全の確保が保たれるまで問題が発生したシステムを一時停止いたします。また、速やかにホームページ等で事実関係等を公表させていただきます。

＜個人情報に関するお問合せ・苦情のお申し出先＞

- (1) 個人情報の取扱いに関するお問合せ・苦情は下記の窓口までお申し出ください。
- 株式会社ホワイト・ベアファミリー
(個人情報保護担当) 電話: 06-6374-4631
- ※個人情報管理者の氏名は当社ホームページをご参照いただくか、お問合せください。
- (2) お客様は、当社との個人情報に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について協力を求めるための申し出をすることができます。
- 社団法人 日本旅行業協会 (JATA)
消費者相談室 電話: 03-3592-1266

28	ご注意
(1) お客様のご都合による航空便の変更、工程変更はできません。 (2) 交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらず航空便に乗り遅れの場合は、別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払戻しもできません。 (3) 悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合、第15項(2)の規定により、当該旅行サービスの宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。 (4) お客様の便宜をはかるため、お土産店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様ご自身の責任でご購入いただきます。 (5) 当社約款をご希望の方は、ご購入ください。なお、当社旅行業約款は、当社ホームページ(https://www.wbf.co.jp/)からもご覧いただけます。	

旅行企画・実施：観光庁長官登録旅行業第1383号



White Bear Family

(大阪本社)

〒531-0071

大阪府大阪市北区中津1-11-1 中津センタービル2階

(東京支店)

〒105-0004

東京都港区新橋6-21-3 ユーマックスビル 3階

●総合旅行業務取扱管理者

菊池 幸夫 / 野原 隆司

●総合旅行業務取扱管理者

高野 真輔 / 宮下 和哉

何かお困りの際は、上記管理者までご相談くださいませ。

(社)日本旅行業協会正社員 